

第19期

第4回

総会議事録

令和3年9月16日

郡山市農業委員会

1. 開催年月日 令和3年9月16日(木)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間 俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎 幸夫	出席	西田地区
3	小林 正一郎	出席	片平地区
4	濱津 洋一	出席	田村地区
5	吉田 直衛	出席	中田地区
6	北島 繁和	欠席	湖南地区
7	降矢 セツ子	出席	田村地区
8	池上 慎一郎	出席	中央地区
9	細山 文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾 一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川 弘作	出席	中央地区
13	須永 静夫	出席	中央地区
14	吉田 秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤 大吉	出席	日和田地区
16	濱尾 文博	出席	富久山地区
17	柳田 健一	出席	中央地区
18	伊藤 城治	出席	三穂田地区
19	遠藤 昭夫	出席	安積地区
20	松川 延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 三 瓶 克 宏

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼農地調整係長】 柳 沼 一 幸

【主任主査兼庶務係長】 千 葉 崇

【主任主査兼農業振興・農業法人係長】 清 野 裕 一

【農業振興・農業法人係主任】 永 沼 宏 介

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主事】 佐 藤 善 寿

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

吉田 直衛

署名人

黒澤 大吉

事務局	<p>ただいまより、第4回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、北島 繁和 委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>収穫の秋を迎え忙しくなっていますが、米価については20%から25%ほどの下落ということで残念です。</p> <p>ただ喜ばしいニュースとしては今年の自治功労賞に新田 幾男 前会長、農業委員の古川 弘作さん、推進委員の古川 榮さんが選ばれました。</p> <p>大変喜ばしいことです、おめでとうございます。</p> <p>なお、コロナの影響で授賞式は11月に延期になります。</p> <p>今後も皆さん忙しくなる時期ですが、健康と事故には気を付けて作業していただければと思っております本日もよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>5番 吉田 直衛 委員</p> <p>15番 黒澤 大吉 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の佐藤 善寿主事を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>お手元に正誤表をお配りしております。</p>

	議案第3号安積2番面積訂正になります。よろしくお願ひいたします。
議長	ただいまから、議案審議に入ります。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 1番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。
	(議長が交代する)
吉田 秀吉 職務代理者	議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。
佐久間俊一 委員	1番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は農業廃止、農業開始です。 9月7日に事前審査会を行いました。 受け人と息子二人が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
吉田 秀吉 職務代理者	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田 秀吉 職務代理者	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田 秀吉 職務代理者	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決めます。 議長交代いたします。
	(佐久間会長に代わる。)
議長	議長交代いたしました。 次に2番から7番までの 6件について付議いたします。

	<p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
<p>松川 延安 委員</p>	<p>2番から7番までの6件、貸し人同一のため一括して報告します 2番 4番 6番は農業法人の農業開始で、 3番 5番 7番は営農型太陽光発電のための区分地上権の設定です。 まず2番貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。 9月7日に事前審査会を行いました。 借り人側からは農地を借りる会社の社長と従業員が出席しました。 借り人の会社は農地に太陽光発電を作るためのグループ会社であり、 パネルの下には柵を栽培するとのことです。 続いて3番の区分地上権の設定ですが、こちらは2番の農地上空に 太陽光パネルを設置するための申請です。 続いて4番 2番同様の農業開始になります。 また5番は3番同様 4番に区分地上権を設定するものになります。 続いて6番 2番、4番同様の農業開始になります。 また7番は3番、5番同様 6番に区分地上権を設定するもの になります。 貸し人の農地は長年耕作が放棄されていましたが 今後は営農型太陽光発電を行いながら耕作します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
<p>藤田 稔 委員</p>	<p>期間が3年とのことですが、これは更新が前提ということで よろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>営農型太陽光発電は一時転用扱いになり、原則3年で更新するよう なっています、ただし例外もあり、耕作する方が認定農業者の場合と 耕作放棄地の再生は期間が10年になります。</p>

	今回は通常の場合になりますので3年です。
古川 弘作 委員	農作物は榊だけとのことですが、営農型の要件であるパネル下収量2割減までの要件は満たすのでしょうか。
松川 延安 議員	作物によって日照が欲しい陽性、半陰性、直射日光の当たらない日陰を好む陰性に分かれます。 榊は陰性であり収量は2割減までに収まる見込みです。 販路なども農協JA福島さくら 田村支店とも打ち合わせ済みで問題ないかと思われま。
議 長	2番から7番までの 6件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番から7番までの 6件について、許可と決します。 次に8番から10番までの 3件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	8番から10番までの 3件について 調査の結果を報告いたします。 まず8番ですが貸し人、借り人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は、高齢化、経営継承です。 受け人と息子が農作業に従事します。 次に9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営継承です。親子での売買です。 受け人と妻が農作業に従事します。 次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。 これらの農地について、現地調査をしましたが、周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	8番から10番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、8番から10番までの 3件について 許可と決します。 次に11番 1件について付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。
吉田 直衛 委員	11番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 申請地は受け人の住宅の目の前で周辺は田で綺麗に管理 されています。 受け人と妻、娘が農作業に従事します。 この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、11番 1件について、 許可と決します。

	<p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>1番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は駐車場の建設です。</p> <p>農地の区分は、第3種農地と判断しました。</p> <p>土地は近くに小学校がある住宅地で、道路があまり広くないこともあり近所から要望され駐車場を作るものです。</p> <p>昔ながらの住宅で駐車場がないと車の出入りが難しいという要望から申請されるものです。</p> <p>以上、1番 1件については農地法第4条第6項各号に該当するような事項はありませんでしたので、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-b-(a)で甲種農地の要件を満たしていない住宅、事業施設、公共施設、公益的施設が連たんし、市街化が相当進んでいる区域です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決します。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>1番と2番の 2件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は分家住宅になります。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>申請人は現在両親と同居しており実家は古く部屋数も少ないことから子供の成長に伴い手狭になり父親の協力を得て分家住宅を新築するものです。</p> <p>周辺農地は実家の所有地でほかの農地に影響を及ぼす事項はありません。</p> <p>次に2番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は市発注水道工事に伴う仮設作業場及び資材置場になります。</p> <p>農地の区分は農用地として判断しました。</p> <p>取水計画はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p>汚水は仮設トイレを使うため、問題はありません。</p> <p>なお、こちら安積の2番については、今回の申請前に盛土して農地以外の用途として使用していたことを確認しているため、顛末書が添付されております。</p> <p>工事終了後は農地に復元する旨の確約書も添付されております。</p> <p>以上1番 2番 2件については、農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番と2番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の 規模の一団の農地の区域内にある集団農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の 日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために 行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>次に2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める 農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき 土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用の用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は 第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の 達成に支障がないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。</p> <p>黒澤 大吉委員の調査報告を求めます。</p>
黒澤 大吉 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。</p> <p>貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は市発注水道工事に伴う仮設作業場及び資材置場になります。</p> <p>農地の区分は第1種農地として判断しました。</p> <p>令和4年3月中旬までの予定となっています。</p> <p>県道三春線と日和田の間の水道管を更新するため近くに事務所が必要なことから申請地を借りて作業を行います。</p> <p>仮設事務所と資材置き場、さらに仮設トイレを設置し使用終了後に原状復帰する旨も確認されております。</p> <p>以上3番 1件については、</p> <p>農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 次に4番から6番までの 3件について付議いたします。 松川 延安委員の調査報告を求めます。
松川 延安 委員	4番 5番 6番 3件について調査の結果をご報告いたします。 貸し人、借り人及び土地の表示については記載のとおりです。 貸し人同一のため一括して報告します。 転用の目的は営農型太陽光発電設備設置のためになります。 農地の区分は4番は第1種農地、他は農用地として判断しました。 先ほどの3条の申請で報告した営農型太陽光発電の太陽光パネルの 支柱の部分についての転用となります。 期間3年の一時転用となっています。 以上4番 5番 6番 3件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番から6番までの3件について調査結果の補足説明をいたします。 まず4番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bで 甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に 係る区域内にある土地改良農地です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、3番同様です。 次に5番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

	<p>農地区分は、農用地 2-1-(1)-ア- (ア) で 2番 同様です。 許可基準は 2-1-(1)-ア- (イ) -cで、2番同様です。</p> <p>次に 6番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地 2-1-(1)-ア- (ア) で 2番 同様です。 許可基準は 2-1-(1)-ア- (イ) -cで、2番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番から6番までの 3件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番から6番までの 3件について、 許可と決します。</p> <p>次に 7番 1件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>7番 1件について調査の結果をご報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示については記載のとおりです。 転用の目的は住宅進入路になります。 農地の区分は第2種農地として判断しました。 9月10日に現地調査を行いました。 隣の土地が2月に住宅建築のために農地転用許可を得たもので そのための進入路を確保するものになります。 土留め等を行い土砂の流出を防止します。</p> <p>以上 7番 1件については、 農地法第5条第2項各号に該当するような事項はなく、</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>1番から4番までの 4件について付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	1番から4番までの4件の農用地利用集積計画につきましては、

	<p>利用権設定3件、所有権移転1件の申請があり、 農地集積促進員及び事務局による現地調査 並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から4番までの 4件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの、 4件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。</p> <p>1番と2番の 2件について 付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>1番 2番 2件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 9月10日に現地を確認しました。 現地は平成25年に隣地の山林の土砂崩れにより 土砂が流入して耕作不能となっており復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番と2番の 2件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に3番 1件について 付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>3番 1件について調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 9月3日に現地を確認しました。 人手不足と利便性の悪さから耕作しておらず、 現状は山林化しており復元は困難です。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について 非農地と決めます。</p> <p>次に4番 1件について 付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。</p>
岩崎 幸夫 委員	<p>4番 1件について 調査の結果をご報告いたします。 所有者及び土地の表示は記載のとおりです。 申請目的は地目変更のためです。 8月26日に現地を確認しました。 昭和57年11月1日の国土調査で原野化判断されていたものです。 農地への復元は困難と考えます。</p> <p>周辺の農地の営農への支障も無く、 農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました。</p>

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について 非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて議案第6号「本県農業の発展に向けた要請 (組織検討)について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>県農業会議より、本県選出国會議員への要請集회가、 本年12月2日に開催される予定であり、そこで「本県農業の発展に に向けた要請」を行うために、その要請内容について、農業委員会で 検討するよう依頼がありました。</p> <p>別紙1をご覧ください。</p> <p>県農業会議が作成した、要請の検討素案となっております。</p> <p>この検討素案は、県農業会議が、県内各市町村の農業委員会から、 6月に「意見の提出に向けた令和4年度農業施策に関する要請・ 要望事項」の報告を受け、その内容を基に作成したものです。</p> <p>本市の要請・要望事項は、6月総会で承認をいただき、 県農業会議へ報告しています。</p> <p>黄色で網掛けをしてある箇所が、本市が要請・要望した内容が 反映されている部分となっております。</p> <p>網掛け部分を確認しますと、</p> <p>1ページの「1 東日本大震災等からの復旧・復興と防災・ 減災対策について」のうち、</p> <p>「① ALPS処理水対策」の、 「処理水の海洋放出に関して、徹底した風評対策を図る」、 「② 除染・放射性物質対策」の、 「ため池の放射線量の調査と除染を早急に完了」、</p> <p>2ページの、「④ 損害賠償対策」の、「損害賠償は継続」、</p>

「(3) 農業・農村における防災・減災対策について」の、
「遊水池兼農地の整備について検討」、
3ページの、「2 担い手への農地集積・集約化と優良農地の
確保対策について」のうち、「② 人・農地プランの推進」の、
「農地の利用集積・集約を継続的に進めるため、予算を引き続き
措置」、5ページの、「④ 機構集積協力金交付事業」の、
「担い手に対する支援制度を設ける」、
「農地の出し手だけでなく担い手に対する支援も充実させる必要」、
「① 基盤整備」の、「基盤整備の実施にあたって、スマート農業、
集荷施設などの農業用施設の設置等を見据えた柔軟な対応を図る」、
6ページの「可能な限り自治体や受益者の負担軽減を図る」、
「③ 遊休農地の解消」の、「遊休農地の解消に対して規模を問わず、
再生費用を助成する制度を創設」、
7ページの、「3 人口減少社会における農村活性化対策について」
のうち、「① 鳥獣害対策の強化」の、「複数の地域や自治体が連携
した鳥獣害対策への取り組みへの支援を、長期的に講じる」、
8ページの、「② 生産基盤や生活インフラの整備」の、
「条件が悪い小規模な農地の基盤整備を推進」、
9ページの、「4 担い手の育成・確保対策について」のうち、
「④ 農業者年金制度の運用改善」の、「制度・運用の改善」、
10ページの、「⑤ 集落営農組織・集落営農型法人の体制強化」の、
「次世代の後継者の育成に資する「農の雇用事業」等の予算拡充と
要件緩和」、
「(3) 新型コロナウイルス対策について」の、
「農産物消費拡大施策を充実」、
11ページの、「5 グローバルマーケットへの対応について」のうち、
「(1) 国際交渉と国内対策について」の、「国民の不安や懸念を
払拭するため交渉内容の丁寧な情報提供」、
「国際的な自由化の流れにいつでも対応できるよう、
総合的な対策を講じる」、
「(2) 農畜産物の輸出対策について」の、「GAP導入支援」、
「(3) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保について」の、
「輸入農畜産物に対する残留農薬や食品添加物等の検査体制を
強化、輸入規制、国内使用の制限」、「国内使用が認められない

農薬等を使用した農畜産物の輸入制限、国内における農薬等の使用基準の見直し」、12ページの、「6 SDGsに対応した政策について」のうち、

「① 農山漁村再生可能エネルギー法の活用促進」の、「乱開発や無秩序な農地転用につながらないよう、仕組みを構築」、13ページの、「① 農業生産資材のリサイクル等」の、「生分解性マルチ導入等に対する支援」、

以上が、本市の要請・要望した内容が反映された部分です。

なお、別紙2が、県内各市町村農業委員会からの報告内容となっており、本市の意見は、黄色網掛け部分となっています。

また、「市町村農業委員会の意見（未定稿）」の後ろに、県農業会議が、同じく6月の県内各市町村農業委員会の報告を基に作成し、8月24日に福島県知事あてに提出した、「令和4年度県農業施策に関する意見書（案）」を添付しています。

併せてご確認ください。

事務局からの説明は以上です。

議 長	ただいまの事務局の説明に対し ご意見、ご質問等ございませんか。
	(な し)
議 長	それでは、採決いたします。 原案のとおり決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異義ないものと認め、原案のとおり決します。 以上で、議案第6号を終わります。 <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p>

次のとおり、1番から29番までの 29件について、
農地転用届出書の受理をしたので報告する。
報告第2号を終わります。

続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」次のとおり、1番と2番の 2件について、
通知書の提出があったので報告する。
報告第3号を終わります。

続いて、報告第4号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消について」 次のとおり1番 1件について
取消願の提出があり、適当と認め取消したので報告する。
報告第4号を終わります。

続いて、報告第5号「相続税の納税猶予に関する適格証明書について」 次のとおり1番 1件について
農地等の相続人より相続税の納税猶予に関する適格証明書の
証明願いの提出があり、適当と認め証明書を交付したので報告する。
報告第5号を終わります。

ただいまの 第1号から第5号までの報告について
ご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

以上で報告事項を終わります。
その他ございませんか。

吉田 直衛
委員

情報委員会にて本年度の農業新聞の普及推進目標を定めました。
本年度も3件を目標としております。
10月は普及推進月間となっておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局

前回8月の総会で承認いただいた意見の提出について
追加をさせていただきますのでそのご報告となります。
農業振興対策に市内すべてのため池の除染を加え、
その他の項目に郡山産米の需要拡大について米粉等活用支援、
ため池等の維持管理についての支援を追加したいと考えております。

議長

今の案件について質問等ございますか。

須永 静天 委員	米概算金の下落について会長からも冒頭お話がありましたが、農家の生活にも多大なる影響を及ぼしますので緊急要望として追加してはどうでしょう。
議 長	それに対しては一任していただけますか。 行政に対する意見としてどうするかについて、また同時に特別意見として出せるかどうかも検討させてください。
須永 静天 委員	素案も作ってありますので後で相談させてください。
議 長	わかりました。
中尾 一明 委員	米価の下落ということで須永委員からお話ありましたが、それに関連して第1回作況指数の発表があり、それはやや良とのことでしたが、現実的に私の標高300m地域ではそうでもないため県中農林事務所のほうにやや良になった経緯を問い合わせたところ国で8月15日の航空写真の水田の色で判断しているとのことでした。 しかしその後ダメージを受けている方が多いのですがそれは反映されていないとのこと、第2回目9月15日時点ですることではありますが国のほうに開花期に極端な低温にあったような時には発表時期を考えてくれないかと感じたので一応お話しさせていただきます。
議 長	私見を述べますと作況指数は今後変わりますし、米価はそもそも在庫過多になっているので値下がりにはなるだろうと思ってはいました。 一応本件についても事務局と相談させていただきます。
事務局	郡山市農業法人連絡会の会員名鑑を作成中です 10月中には出来上がり11月配布予定ですので、参考に印刷したものお配りさせていただきますので確認してください。 農地利用状況調査の今後のスケジュールについて説明します 9月24日に推進委員会議がありますので今回の各地区別の調査結果を配布し、遊休農地と判断された農地に対しては意向調査を行い、再生困難については非農地判断を行います。 農業委員の方々には結果はファックス等でお知らせします。 9月下旬について非農地判断を行ったものは法務局と連携を取り、非農地所有者に対して意向確認を行うこととなりますが、その詳細については10月の総会でご報告いたします。 11月1日に意向調査をお知らせいただき、11月の総会において

	<p>非農地の議案を提出する予定です。</p> <p>その後所有者に非農地申請書を送付する予定です。</p> <p>今回中田地区については10月に追加の調査を行う予定です。</p>
事務局	<p>違反転用、農業開始、転用許可の追跡調査について今年も行います。</p> <p>また、来月の総会前には年金の研修会を行う予定です。</p> <p>他に農地基本台帳の調査を行う予定です。</p> <p>各農家に調査票を郵送し、修正等を行ってもらい返送して頂きます。</p> <p>中身については意向等の確認を行う予定です。</p> <p>結果については農地台帳と農地ナビに反映します。</p> <p>本来市内全域で行うものでそのように予算要求したのですが 半分しか予算がつかなかったため、中田、田村、富久山、中央、安積の 5地区で行います。残った地区は来年度以降に行います。</p>
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第4回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第4回総会（令和3年9月16日開催）の概要

第3条 農地の異動は

12件で、 田 45,057.2㎡ 畑 3,855.5㎡ でした。

第4条 農地転用は

1件で、 駐車場1件でした。

第5条 農地転用は

7件で、 分家住宅1件、営農型太陽光発電設備3件、住宅進入路1件、現場事務所としての一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画、非農地証明、本県農業の発展に向けた要請（組織検討）について等がありました。